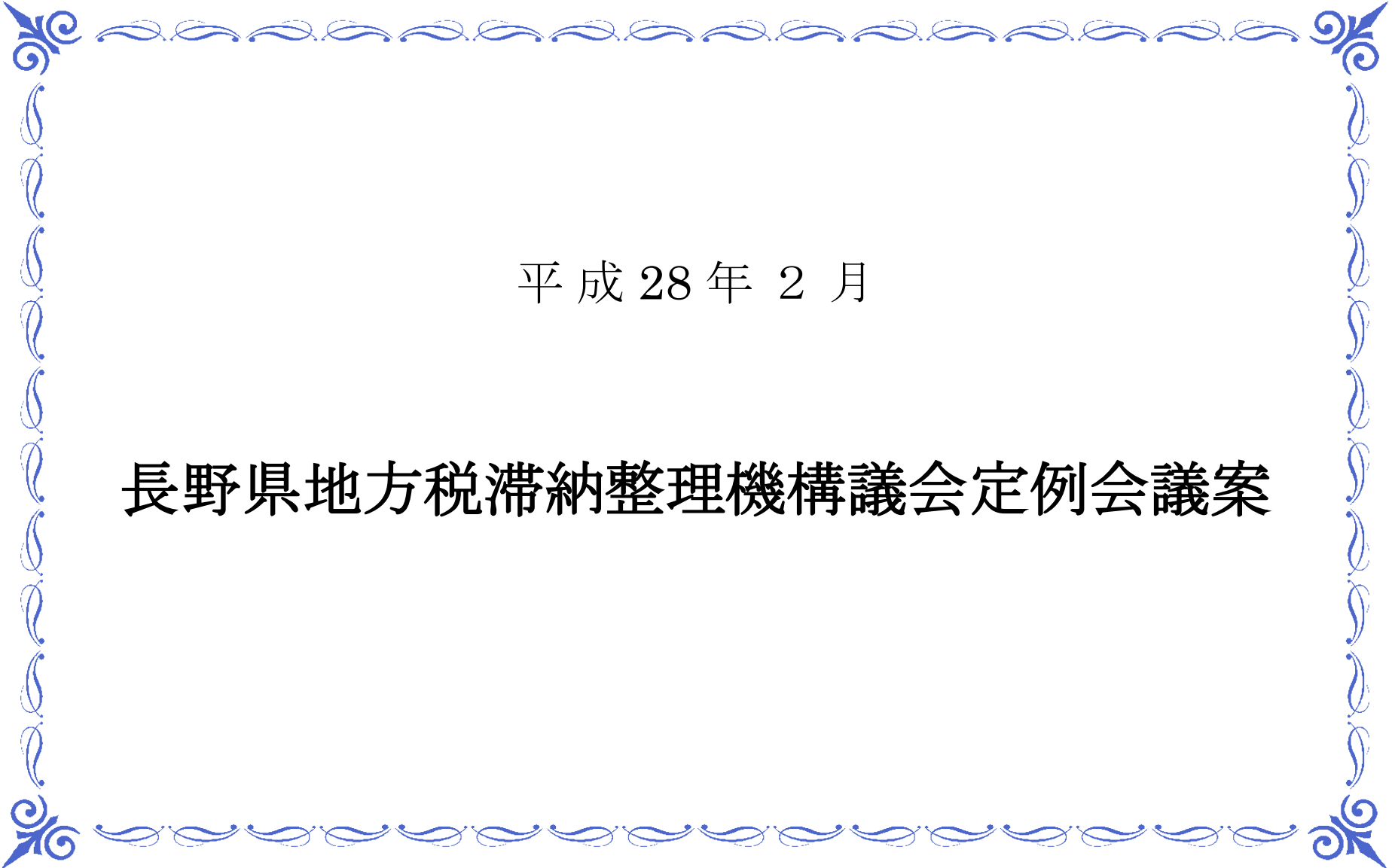




平成 28 年 2 月

長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案

平成28年2月長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案目次

第 1 号	平成28年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案	1～2
第 2 号	平成27年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案	3
第 3 号	長野県地方税滞納整理機構納税の猶予に係る条例案	4～5
第 4 号	長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会設置に関する条例案	6～7
第 5 号	長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	8
第 6 号	長野県地方税滞納整理機構第二次広域計画の作成について	9～12
第 7 号	監査委員の選任について	13
報第 1 号	訴えの提起の専決処分報告	14

第 1 号

平成28年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案

平成28年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 202,946 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位：千円)
款	項	金 額	
1 分担金及び負担金		199,894	
	1 負担金	199,894	
2 財産収入		1	
	1 財産運用収入	1	
3 繰越金		1,000	
	1 繰越金	1,000	
4 諸収入		2,051	
	1 預金利子	20	
	2 雑入	2,031	
歳 入 合 計		202,946	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		305
	1 議会費	305
2 総務費		201,641
	1 総務管理費	1,880
	2 徴税費	198,858
	3 選挙費	108
	4 監査委員費	246
	5 行政不服審査会費	549
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		202,946

第 2 号

平成27年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案

平成27年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,197千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 195,818 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		197,957	△ 10,097	187,860
	1 負担金	197,957	△ 10,097	187,860
3 繰越金		1,000	2,652	3,652
	1 繰越金	1,000	2,652	3,652
4 諸収入		2,057	2,248	4,305
	2 雑入	2,037	2,248	4,285
歳 入 合 計		201,015	△ 5,197	195,818

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		199,708	△ 5,197	194,511
	2 徴税費	186,273	△ 5,197	181,076
歳 出 合 計		201,015	△ 5,197	195,818

第 3 号

長野県地方税滞納整理機構納税の猶予に係る条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の次の各号に掲げる条文において条例で定めるとした要件や手続等（以下「要件等」という。）について定めるものとする。

- (1) 法第15条第3項及び第5項
- (2) 法第15条の2第1項から第9項
- (3) 法第15条の3第1項
- (4) 法第15条の5第2項
- (5) 法第15条の5の3第2項
- (6) 法第15条の6第1項から第3項
- (7) 法第15条の6の2第1項から第3項
- (8) 法第15条の6の3
- (9) 法第16条

(納税の猶予の要件等)

第2条 前条の定めるべき必要な要件等は、滞納事案ごと、長野県地方税滞納整理機構規約第4条に基づき当該滞納事案を広域連合へ移管の手続を行った各構成団体が前条各号について条例で定めた要件等とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第15条の6第1項の規定は、換価の猶予の申請に係る徴収金以外に当該構成団体の徴収金（法第15条の6第2項各号に掲げるものを除く。）に滞納がある場合（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に定める保険料に滞納がある場合を含む。）は適用しない。

（補足）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第 4 号

長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会の設置等に関する条例案

(目的)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 法第81条第1項の規定による機関として、長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、連合長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合において任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 連合長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適し

ない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別に条例で定める。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(審査請求人等による提出書類等の交付に係る手数料)

第7条 法第38条第6項において準用する同条第1項よる交付を受ける審査請求人又は参加人、若しくは法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査関係人は、規則で定めるところにより、実費の範囲内において規則で定める額の手数料を納めなければならない。

2 連合長は、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第 5 号

長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係) 中

「

区 分	報酬の額
その他の特別職の職員	予算の範囲内において広域連合長が定める額

を

「

区 分	報酬の額
行政不服審査会の委員	日額 12,800円（議会の議員のうちから選任された委員にあっては、日額6,000円）
その他の特別職の職員	予算の範囲内において広域連合長が定める額

に

改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第 6 号

長野県地方税滞納整理機構第二次広域計画の作成について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第1項の規定により、長野県地方税滞納整理機構広域計画を次のとおり作成する。

長野県地方税滞納整理機構第二次広域計画

第1 はじめに

地方税の収入未済額を効率的に縮減するためには、市町村と県が連携して滞納整理に取り組んでいくことが極めて有効であると考えられることから、地方税の大口困難案件の滞納処分等を専門的に行う広域連合「長野県地方税滞納整理機構」を平成22年12月27日に設置しました。

1 広域計画の策定趣旨

長野県地方税滞納整理機構第二次広域計画（以下「第二次広域計画」という。）は、第一次広域計画の基本方針を踏襲し、長野県地方税滞納整理機構（以下「広域連合」という。）並びに広域連合を組織する長野県及び長野県内のすべての市町村（以下「構成団体」という。）が、相互に密接な連携を図り、必要な連絡調整を行いながら、地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務を、総合的、計画的かつ効率的に処理するための指針として、地方自治法第291条の7第1項の規定により策定するものです。

2 広域計画の期間及び改定

第二次広域計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年間とします。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行います。

第2 基本方針

広域連合と構成団体は、相互に緊密な連絡調整を図りながら、徴収事務の効率化と徴収職員の資質の向上を図り、徴収体制を強化することによって地方税の確実な徴収と厳正・公平な税務執行を実現し、税収の確保及び税務行政に対する納税者の信頼の一層の確保を目指します。

1 広域連合の基本方針

広域連合は、構成団体から引き受けた地方税等の滞納事案を適正かつ厳格に処理し、税収の確保に努めます。また、構成団体の徴収体制の強化に資するため、構成団体の徴収職員の資質向上に必要な研修を実施するとともに、構成団体からの滞納整理に関する相談に応じます。

2 構成団体の基本方針

構成団体は、自ら徴収対策を推進するとともに、広域連合と連携しつつ、徴収困難な滞納事案の広域連合への移管により徴収事務の効率化と研修への参画等により徴収職員の資質向上を図ります。

第3 広域連合及び構成団体が行う事務

1 広域連合が行う事務

(1) 広域連合が構成団体から引き受けた地方税の滞納事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務

ア 取扱税目

広域連合は、市町村税（国民健康保険税（料）を含む。以下同じ。）及び県税の全税目を対象に滞納整理を行います。

イ 市町村税及び県税の滞納整理（財産調査、差押え、公売等）

広域連合は、構成団体から引き受けた滞納事案について、各分野の専門家（顧問等）を積極的に活用しながら、厳格な滞納処分及びこれに必要な徹底した財産調査・捜索を行い、新たな財産を発見したときには、直ちに差押えを実施し租税債権の確保を図ります。

公売については、買受層を拡大し、高い売却率を確保するなどの観点から、インターネット公売など、より換価効果の高い手法を活用します。

ウ 滞納処分の執行停止、不納欠損処分に係る適否判定

広域連合は、構成団体が滞納処分の執行停止等の適否を判断するに当たって、広域連合による調査結果を参考にしようとする事案について徹底した財産調査を行った上で、広域連合の意見を添えて、その調査結果を構成団体に通知します。

(2) 徴収業務に関する研修事務

広域連合は、構成団体の徴収の初任者、経験者、管理職員向け等の階層別研修を実施するとともに、広域連合において実務研修を希望する場合には、研修職員の受入を行います。

また、広域連合職員の外部研修への参加やOJT、顧問等を活用した内部研修等を通じて、租税債権確保のための技術向上を図ります。

(3) 徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務

広域連合は、構成団体からの徴収業務に関する実務上の疑義照会などの各種相談に応じます。

2 構成団体が行う事務

(1) 徴収対策の推進

構成団体は、広域連合と連携しつつ、滞納整理を積極的に進めるほか、納税環境の整備、徴収体制の整備など、徴収対策の推進に努めます。

(2) 広域連合が処理する滞納事案の選定及び移管

構成団体は、広域連合が処理する滞納事案を選定し、当該事案を広域連合に移管します。

なお、滞納事案を移管する前に、当該滞納者に対し、事案移管後は広域連合が滞納整理を行う旨の告知を行います。

(3) 広域連合が行う研修等への参画等

構成団体は、広域連合が実施する研修等に自主的かつ選択的に参画するとともに、広域連合が行う滞納整理に関する相談を活用します。

第4 広域計画の推進

広域連合は、構成団体の税務担当課長等を構成員とする「長野県地方税滞納整理機構運営協議会」を設置し、構成団体と十分な連絡調整を図りながら連携を深め、広域計画の円滑な推進に努めます。

第 7 号

監 査 委 員 の 選 任 に つ い て

監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

千曲市大字土口 4 3 3 番地 2

飯 島 仁 一

報 第 1 号

訴えの提起の専決処分報告

次の事件について急施を要したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条の規定により、平成27年12月10日専決処分したから報告します。

1 事件名

支払督促事件

2 相手方

（個人情報のため非公開）

3 事件の概要

平成26年11月17日付けで滞納者に対して行った債権差押に係る第三債務者からの差押債権の履行がないため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定により、当該第三債務者に対し支払督促の申立てを行うもの。

4 訴訟との関係

支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあった場合、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決が必要とされている。